

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会報告書の概要

検証委員会

1 検証委員会設置の経緯

外部委員 5 人で構成された本委員会は、平成 16 年 5 月 20 日以降、約 6 ヶ月間にわたり事実経過等を検証するなどし、その結果を独自の判断で本報告書に纏めた。

2 検証委員会の検証の方針について

廃掃法の目的に照らし、岐阜市が指導監督官庁として、その権限を適正に行使したか否かについて判断することとし、廃棄物の増減に着目して指導監督の適否を検討することとした。

対象期間は昭和 62 年 3 月 14 日から平成 16 年 3 月 10 日までとした。

3 検証委員会の検証方法について

- ・ 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会の報告書の確認
- ・ 不法投棄現場の見分
- ・ 岐阜市が保管している廃掃法、森林法、都市計画法及び建築基準法関係書類の確認・検証
- ・ 岐阜県が保管している森林法関係書類確認・検証
- ・ 廃掃法・同施行規則・同施行令等の改正状況の確認
- ・ OB を含む当時の担当職員及び地域住民に対する書面による事実関係の調査（対象：104 人）
- ・ 担当職員等からの直接の聴き取り調査・検証（対象：7 人）

4 検証委員会が検証の対象とする岐阜市の対応について

善商に対し指導監督する立場である岐阜市の対応を、保管されていた中間処理施設パトロール報告書、善商に対する通知、善商からの報告書等を基に検証

善商

善商の会社概要等について

廃棄物の堆積経過

ポイントとなる各時点について廃棄物の量を把握し、事実関係を整理・検証を行った。

平成2年の廃棄物の数量について

本検証の論点の基準となる平成2年当時（岐阜県が森林法に基づく復旧命令を下した時点）の善商の敷地内及び普通林内の廃棄物の数量について、約8万³mと推測した。

法令等

善商の監督上、関係する法令、通知及び参考とした判例

岐阜市の責任

岐阜市の指導監督の権限行使に落ち度があると考える。

行政の落ち度につき、行政の対応が望ましいことではないが、裁量権の範囲内であると判断される場合（不当）と、裁量権を逸脱していると判断される場合（違法）があるので、本件においても、このような考え方を基本において検証した。

望ましくない対応につき、裁量権を逸脱していると判断される可能性が高い場合（違法である可能性が高い場合）とそれ以外の場合である不当に分けて判断した。

なお、岐阜市の責任とは、組織としての岐阜市の責任であり、個人としての責任ではないとした。

また、岐阜市の責任を検証する場合、善商が不法投棄した廃棄物の増減という観点から、以下に示す2つ期間と許可更新時の3つに分け、指導監督の権限行使が適切であったか否かについて検証した。

1 平成10年までの対応

廃棄物を減少させている観点から、岐阜市の対応は違法という状態ではないが、その対応は総じて厳しさに欠けており不当といえる。

2 平成11年の処分業の許可更新時の対応

平成2年からの廃棄物が残存していること、ここ2年間除去していないこと、平成10年から新たな廃棄物の積み上げの兆候があること、平成11年4月1日に廃掃法が改正され、廃棄物の保管量の基準が明確化されたことなどを勘案し、ここで更新は行うべきでなく、許可更新は違法の可能性が高いと判断する。

3 平成11年以降の対応

新たな廃棄物が不法投棄され、現場が急激に変わっている。岐阜市は不法投棄を疑うべきであり、より強く権限行使が期待される状況であったが、行使していない。違法の可能性が高いと判断する。

不当・違法（可能性が高い）な対応の原因について

岐阜市の不当な対応、さらには違法である可能性が高い対応があり、これが積み重なって本件に至ったのであるが、その原因を下記の事項について指摘した。

- 1 担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如
- 2 法的対応に対する知識・経験が不足していたこと
- 3 産廃行政所管部における情報の非共有
- 4 資料の保管が杜撰であること
- 5 産業廃棄物行政の軽視
- 6 廃棄物行政の非公開性
- 7 他部局との連携不足、他機関との連携不足
- 8 不当な圧力等の有無について

再発防止に関する提案

- 1 岐阜市としての体制の確立
- 2 正確な情報を収集し、詳細な報告書を作成すること。この情報を保存し、共有できるようにすること
- 3 立入検査結果等の公開
- 4 他部局、他機関との有効な連携を行うこと
- 5 同業他社に対する検査

結語

岐阜市において、本報告書が指摘した事件の原因、再発防止に向けた提案を真摯に受け止め、2度と同じ事件を起こさないよう万全の措置を執ることを期待する。